

年金恩給の種類と転給

本人に対する給付		(千人)	(転給関係)	遺族に対する給付	(千人)	
		受給者数 (うち一般文官)			受給者数 (うち一般文官)	
傷 病 恩 給	普通恩給	最短期限(文官等17年、旧軍人 兵・下士官12年、 准士官以上13年)以上在職して退職した者 ○最低保障額 例え 長期在職者の場合(高齢者)…………… 1,132,700円 〽 短期在職者の場合(实在6年未満)… 568,400円	5 (204人)	→ (平病死)	普通恩給受給者の遺族 ○最低保障額(寡婦加算 152,800円を含む額) 例え 長期在職者の場合…………… 944,800円 〽 短期在職者(实在6年未満)…………… 557,600円	160 (3)
	増加恩給	公務に起因する傷病により、重度の障害を有する者 (項症者) ○第1項症 …… 5,723,000円 〽 第7項症 …… 1,853,000円	359人 (26人)	→ (公務死)	公務傷病により死亡した者の遺族(戦没者の遺族が その代表例) ○最低保障額(遺族加算 152,800円を含む額) …………… 1,966,800円	7 (151人)
	傷病年金	公務に起因する傷病により、増加恩給の程度には達し ないが、一定程度以上の障害を有する者(款症者) ○第1款症 …………… 1,686,000円 〽 第4款症 …………… 961,000円	619人 (3人)	→ (平病死)	公務以外の事由により死亡(平病死)した増加恩給 受給者の遺族 ○最低保障額(遺族加算 152,800円を含む額) …………… 1,573,500円	6 (39人)
	特例傷病恩給	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連して受傷罹病 し、障害を有する旧軍人等 ○第1項症 …………… 4,363,000円 〽 第5款症 …………… 743,000円	41人	→ (職務関連死)	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連する傷病に より死亡した旧軍人等の遺族 ○最低保障額(遺族加算 152,800円を含む額) …………… 1,573,500円	335人
				→ (平病死)	平病死した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族 ○傷病年金等の受給者の遺族(遺族加算 152,800円 を含む額)…………… 557,600円	7 (8人)
		6 (233人)			181 (3)	受給者計 187 (3)

(注1) 受給者数及び金額は令和3年度予算である。

(注2) 恩給法において遺族とは、「配偶者、未成年の子、父母、重度障害(増加恩給が支給される程度の障害)を有する成年の子、祖父母」をいう。

(注3) 他に、国会議員互助年金(665人)があるが、この受給者数を含むと年金恩給受給者数の総計は188千人である。

(注4) 受給者数が1千人未満の場合は、単位「人」を付した上で実数を表記している。